

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > [和子牛生産者臨時経営支援事業の見直しについて](#)

プレスリリース

和子牛生産者臨時経営支援事業の見直しについて

2023年8月25日

令和5年8月25日
農林水産省

農林水産省は、令和5年5月以降の黒毛和種の子牛価格の大幅な下落を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構（ALIC）において実施している和子牛生産者臨時経営支援事業を見直しましたので、お知らせいたします。

1.概要

これまで、子牛価格の下落に対する支援としては、

- (1) 法律に基づく肉用子牛生産者補給金制度に加え、
- (2) 令和5年限りの措置として、黒毛和種については四半期毎のブロック別の平均価格が60万円を下回った場合に、その4分の3を支援する臨時対策（和子牛生産者臨時経営支援事業）をALIC事業として措置していましたが、
- (3) 子牛の全国平均価格が保証基準価格（55.6万円）を下回った場合は、臨時対策ではなく肉用子牛生産者補給金制度で支えることを想定していました。

今般、この臨時対策を拡充することにより、全国平均価格が保証基準価格を下回り、肉用子牛生産者補給金が発動した場合、四半期毎のブロック別価格が全国平均を下回った部分について、その差額の4分の3を支援（発動しない場合は、60万円とブロック別価格との差額の4分の3を支援）することとしました。

2.添付資料

[和子牛生産者臨時経営支援事業の見直し\(PDF：756KB\)](#)

お問合せ先

畜産局食肉鶏卵課

担当者：中村、水野
代表：03-3502-8111（内線4942）
ダイヤルイン：03-3502-5990

公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページ](#)

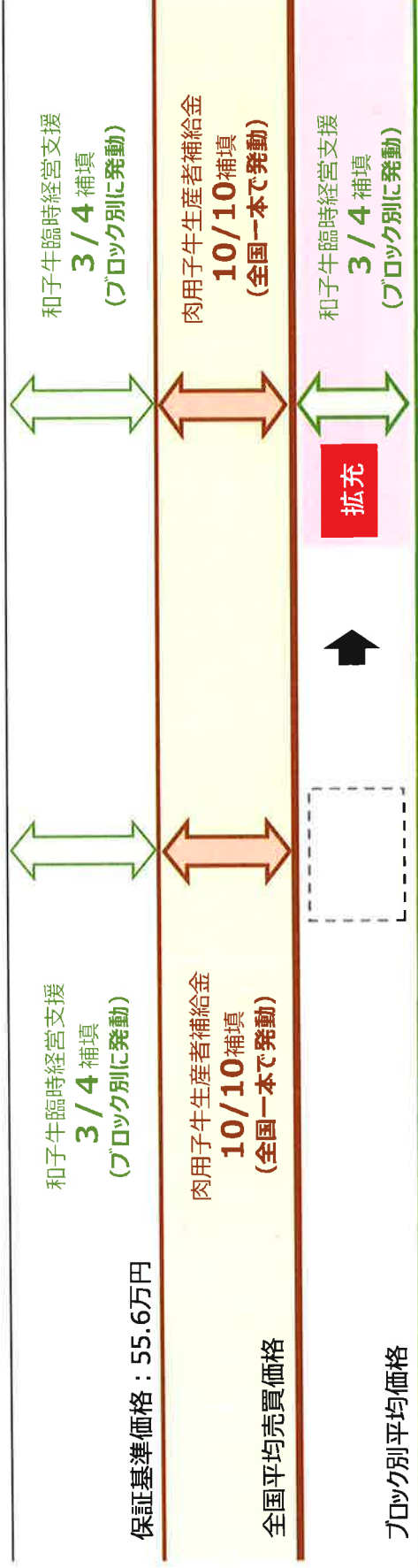
和子牛生産者臨時経営支援事業

- 和子牛臨時経営支援事業は、黒毛和種の四半期ごとのブロック別平均価格が発動基準（60万円）を下回った場合に、その差額の3/4を支援。
（保証基準価格を下回った場合は、肉用子牛生産者補給金で支えることを想定。）
- 子牛価格が短期間で大幅に下落し、生産者の経営環境が急速に悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念される状況。
- このため、**和子牛臨時経営支援の拡充**により、四半期ごとの全国平均売買価格が保証基準価格（55.6万円）を下回り、**肉用子牛生産者補給金が発動した場合、四半期ごとのブロック別平均価格が全国平均売買価格を下回った部分についても、その差額の3/4を支援**（発動しない場合は、60万円とブロック別価格との差額の3/4を支援）。

全国平均売買価格を下回ったブロックへの支援
 （肉用子牛生産者補給金が発動している場合）

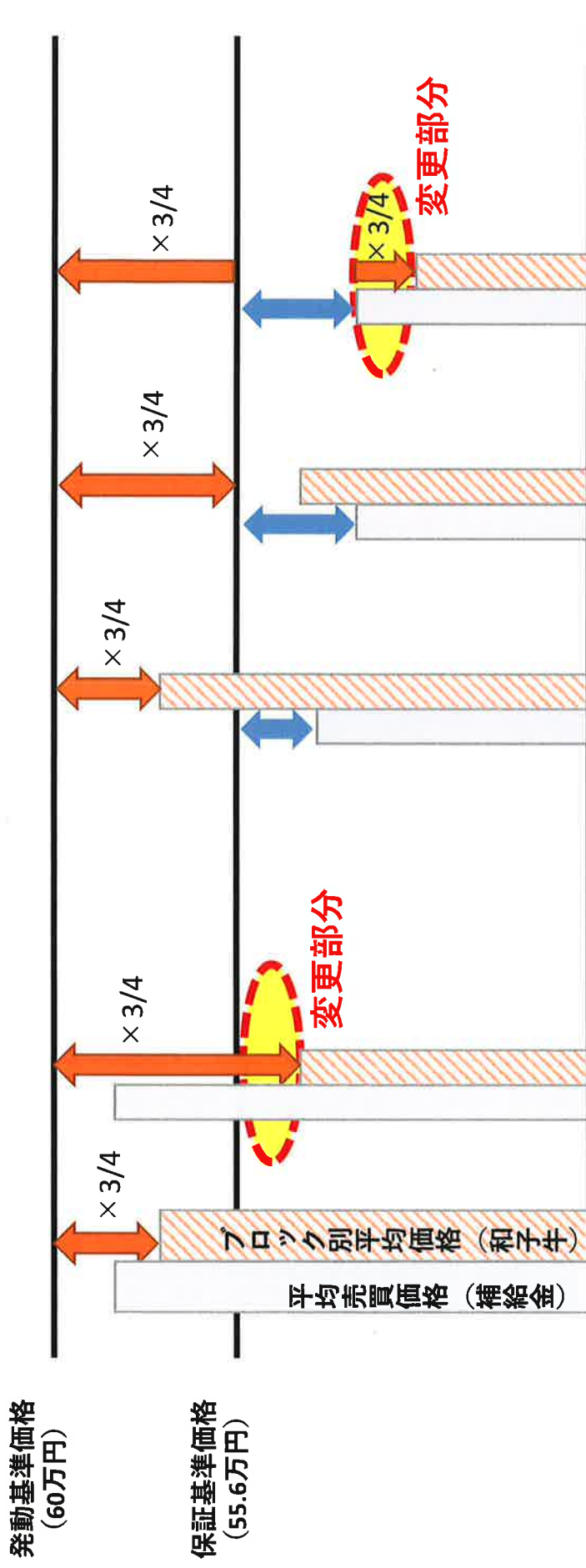
【令和5年1月～6月】 ➡ 【令和5年7月～12月】

発動基準：60万円



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

【参考】 補給金と支援交付金の関係 (黒毛和種の場合)



- 要綱
第3の3 (2) ア
の考え方
- (ア) 支援交付金のみ交付
- (イ) a 支援交付金及び
生産者補給金の
両方を交付
- (イ) b 支援交付金及び
生産者補給金の
両方を交付
- (イ) c 支援交付金及び
生産者補給金の
両方を交付